

I表 教育標準時間認定の子ども（1号認定）

階層区分	市町村民税 所得割課税額	一般世帯 子どもを上から数えて		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	0円		
2	非課税世帯 (均等割のみ課税含む)	0円	0円	0円
3	1円以上 77,100円以下	0円	0円	
小学3年生から数えて				
4	77,101円以上 211,200円以下	0円	0円	0円
5	211,201円以上	0円	0円	

一般世帯

二年齢上限撤廃

I表 教育標準時間認定の子ども（1号認定）

階層区分	市町村民税 所得割課税額	ひとり親又は在宅障害児(者)世帯等 子どもを上から数えて		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯			
2	非課税世帯 (均等割のみ課税含む)	0円	0円	0円
3	1円以上 77,100円以下	0円		
小学3年生から数えて				
4	77,101円以上 211,200円以下	0円	0円	0円
5	211,201円以上	0円	0円	

**ひとり親又は
在宅障害児
(者)世帯等**

二年齢上限撤廃

II表 保育認定の子ども

階層区分	市町村民税 所得割課税額	3号認定（3歳未満） 子どもを上から数えて			2号認定（3歳以上） 子どもを上から数えて		
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
1	生活保護世帯	0円			0円		
2	市町村民税 非課税世帯	0円			0円 短(0円)	0円	0円
3	48,600円未満	18,500円 短(18,300円)	0円	0円	0円 短(0円)		
4A	48,600円以上 57,700円未満	27,000円 短(26,600円)			0円 短(0円)		
小学校就学前から数えて					小学校就学前から数えて		
4B	57,700円以上 72,800円未満	27,000円 短(26,600円)			0円 短(0円)		
5A	72,800円以上 77,101円未満	28,500円 短(28,100円)			0円 短(0円)		
5B	77,101円以上 97,000円未満	28,500円 短(28,100円)			0円 短(0円)		
6	97,000円以上 133,000円未満	37,800円 短(37,300円)	0円	0円		0円	0円
7	133,000円以上 169,000円未満	40,000円 短(39,500円)				0円	0円
8	169,000円以上 235,000円未満	48,800円 短(48,000円)			0円 短(0円)		
9	235,000円以上 301,000円未満	51,800円 短(51,000円)					
10	301,000円以上 397,000円未満	68,000円 短(66,900円)					
11	397,000円以上	88,400円 短(87,000円)					

※ 短（ ）=短時間

II表 保育認定の子ども

階層区分	市町村民税 所得割課税額	3号認定（3歳未満） 子どもを上から数えて			2号認定（3歳以上） 子どもを上から数えて		
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
1	生活保護世帯				0円		
2	市町村民税 非課税世帯	0円			0円	0円	0円
3	48,600円未満					0円	0円
4A	48,600円以上 57,700円未満	8,500円 短(8,500円)			0円 短(0円)		
小学校就学前から数えて					小学校就学前から数えて		
4B	57,700円以上 72,800円未満						
5A	72,800円以上 77,101円未満						
5B	77,101円以上 97,000円未満	28,500円 短(28,100円)			0円 短(0円)		
6	97,000円以上 133,000円未満	37,800円 短(37,300円)	0円	0円		0円	0円
7	133,000円以上 169,000円未満	40,000円 短(39,500円)				0円	0円
8	169,000円以上 235,000円未満	48,800円 短(48,000円)			0円	0円	0円
9	235,000円以上 301,000円未満	51,800円 短(51,000円)					
10	301,000円以上 397,000円未満	68,000円 短(66,900円)					
11	397,000円以上	88,400円 短(87,000円)					

※ 短（ ）=短時間

<留意事項>

1. 子どもの年齢は、各年度4月1日時点を基準とします。
2. 8月分までは前年度、9月分以降は当該年度の市町村民税所得割課税額の父母合算にて決定します。
3. 小学校就学前の子どもについては、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援施設を利用している場合も該当子どもとしてカウントします。
4. 婚姻によらず未婚でひとり親家庭となっている人はみなし寡婦（夫）控除の適用ができることがあるので、詳しくはこども育成課こども育成係までお問い合わせください。

5. 2号認定（3歳児クラス）は保育料が無償となりますが副食費はかかりますのでご注意ください。ただし、1から4A階層に該当する方（ひとり親世帯等の方は5A階層）、第二子以降は副食費も免除となります。
6. 2号認定（3歳児クラス）の副食費は実費徴収となり、直接各園に支払っていただきます。